

学内における活動

□京都産業大学人権センター室長（2016年10月より）、人権センター運営委員会委員長、人権委員会副委員長として、人権啓発教育やハラスメント等人権問題の相談、調査に携わる。

主要な研究業績

□論説 「支配株式譲渡と株式売却機会の均等ルール—その会社法理への内在化の試み—」（単著）法政研究第61巻1号PP. 107-149（1994）

□「結合企業のガバナンス—経営の効率と支配の公正の両立の観点から—」（単著）産大法学第34巻第1・2号pp. 111～171（2000）、第34巻第4号pp. 212～303（2001）

□「会社法における取締役の任務懈怠概念再構成試案」（単著）産大法学第43巻3・4合併号PP. 199-227（2010）、産大法学第47巻3・4合併号PP. 1-29（2014）

最近の研究業績

□判例研究 「任期中で解任された取締役の損害賠償請求権について—東京地裁平成27年6月29日判決—」（単著）産大法学第50巻3・4号PP. 341-358（2017）

□著書 徳本穰・佐藤誠 他編著『会社法の到達点と展望（森淳二朗先生御退職記念論文集）』（共著）「「出資履行の仮装」に関する会社法規制の現状と課題」PP. 234-248を収録 法律文化社（2018）

□資料 「京都産業大学法務研究科の歩みと法学教育」（単著）産大法学52巻第3号pp. 97-143（2018）

□研究テーマ

会社支配理論の再構成とコーポレートガバナンス

□研究の取り組み

主な研究の目的は、会社法全体の体系を一貫した視点で把握することができる理論を構築することである。株式会社のガバナンスを中心に体系的視点から会社法のあるべき解釈論および立法的措置の必要性等を検討することを目的としている。

平成26年改正会社法の改正点には、これまで特に関心をもって研究してきた結合企業法制に関する改正も多く含まれている。この改正会社法に基づいた判例が今後現れると思われるため、株式会社の機関設計や親子会社におけるガバナンスに焦点を当てつつ新たな解釈上の問題点の発見にも努めたいと考えている。

また、近時、日本でも各業界でトップクラスといえる有名企業において不祥事が相次いでいる。企業のコンプライアンスが叫ばれるようになって久しいが、監査等委員会設置会社制度の導入や社外取締役の選任を義務づけるといった形式だけの体制を整えるのでは意味がない。これまでの結合企業におけるガバナンスの研究の成果を単独の企業においても応用して解釈論および立法論的解決に向けた研究を行いたい。

これまでの研究において指摘してきたように、わが国の会社法上、結合企業の形成や再編についての規制は整備されつつあるが、企業の運営に関しては、依然単独独立の会社を念頭に規定されているため、結合企業に特有の問題点に対応しきれていない。このような現状において、国際的な規模で買収・合併が増加することは、わが国の一般投資家の利益保護の観点から問題である。今後の研究は、結合企業に限らず、株式会社を中心とする企業のガバナンスについて、改正の方向性の評価・検証を行うことを目

的とする。

研究の手法としては、日本企業がその活力を失うことなく継続的に発展していくことを法的側面から保障するには、会社法制度、およびその解釈はいかにあるべきかを「会社支配の効率と公正」をテーマに資本多数決制度を基盤とする会社支配理論の再構成の視点をを用いて探求している。

直近では、平成26年改正会社法における「払込み仮装者等の責任に関する規律の問題点」について、会社支配理論から出資の際の払込み仮装行為の効力について研究を行った。今後は、引き続き、この規律に係る責任追及の実効性確保のため消滅時効制度との関係に焦点を当てた研究を行う予定である。

株式会社における会社支配という基礎理論を研究するとともに、個別規定の解釈や事案の解決への応用を研究することは、法学部における教育に際しても、単に教科書的な説明に終わらず、法理論と会社実務をつなぐ実践的理解の涵養に役立っている。